

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		中東地域外交				
評価方式		総合 実績 事業	政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのみのため、5段階達成度は記載できない。	番号	⑤
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	126,637	128,484	124,998	125,051	128,788
	補正予算	0	0	0		
	繰越し等	0	0	0		
	計	126,637	128,484	124,998		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		94,802	92,807	96,067		

政策評価調書（個別票2）

政策名	中東地域外交					番号	⑤	(千円)			
	予 算 科 目					予 算 額					
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	30年度 当初予算額		31年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般会計	外務本省	地域別外交費	中東地域外交に必要な経費				120,181	123,493
	●	2	一般会計	在外公館	地域別外交費	中東地域外交に必要な経費				4,870	5,295
	●	3									
	●	4									
	小計						125,051 <>の内数		128,788 <>の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計						<>の内数		<>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1				<>		<>			
	○	2				<>		<>			
	○	3				<>		<>			
	○	4				<>		<>			
	小計						<>の内数		<>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1				<>		<>			
	◇	2				<>		<>			
	◇	3				<>		<>			
	◇	4				<>		<>			
	小計						<>の内数		<>の内数		
合計						125,051 の内数		128,788 の内数			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			中東地域外交			番号	⑤	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額 (削減額)	達成しようとする目標及び実績	
			30年度 当初予算額	31年度 概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
							概算要求への反映状況	
日トルコ科学技術大学設立関連経費	日本とトルコのこれまでの友好関係を踏まえた両国協働の科学技術大学として、将来的に国際色豊かな教職員及び学生、多くの高機能を備えた設備等から構成される科学技術を中心とした高い教育水準レベルを提供し得るグローバルスタンダードの大学をトルコ国内に設置し、将来のトルコ国内において活躍する専門家を輩出することを目指す。	● 1	6,519	5,782	△ 737	△ 737	<p>・ 検討委員会のトルコへの出張により、大学設置に必要なとなる機構、規則及びカリキュラム等の検討のためにトルコ側コンタクトポイントとの協議又は設置準備事務局での協議（平成29年度：1回→1回）</p> <p>・ トルコ・日本科学技術大学設置推進協議会の立ち上げ及び構成メンバー間の協議（平成29年度：1回→1回）</p> <p>既に実質合意し、署名にまで至っていた二国間協定が発効した。トルコ側が作成したトルコ・日本科学技術大学の基本計画の骨組みとなるエクセル・モデルについて、日本側コメントの作成・発動するに至ったことにより、今後開学に向けて、トルコ側が作成するマスタープラン（基本計画）の土台を築くことができた。また、トルコ国内法である「トルコ・日本科学技術大学設置法」が制定され、開学に向けてさらに一歩前進した。</p> <p>モニタリング結果を踏まえ、さらなる効率化・効果的実施の観点から、会合への出席者数の見直しを行った。</p>	
イエメン情勢対策費	<p>2015年3月以降、イエメン国内における反政府勢力の伸張を受けてサウジ等周辺国が軍事介入の開始及び国内治安情勢の悪化に加え、「世界最大」と言われる深刻な人道危機が発生しており。イエメンの安定は、テロ対策、海賊対策等国際航路の安全確保の観点から重要となっている。</p> <p>また、安保理やG7でもイエメン情勢が取り上げられる等、国際社会の関心は高く、人道支援を始め和平・政治プロセス及び戦後復興支援に焦点を当てたマルチ会合の開催が見込まれており、主要ドナーであり、イエメンの安定に利益を有し、またイエメンを含む中東の平和と安定により実質的な役割を果たすことを目指す我が国として積極的にこれら会合に参加し、情報収集・意見交換・働きかけを行う。</p>	● 1	3,748	2,952	△ 796	△ 796	<p>【目標】2015年3月以来政府と反政府勢力の間で戦闘が継続しているイエメンの不安定は中東地域全体の安定を害するところ、中東地域にエネルギー資源を依存している我が国として、イエメンの安定に向け貢献。</p> <p>【実績】停戦及び和平プロセスの再開に向け、国連、イエメン政府、サウジアラビアやイラン等の関係国に対し、あらゆる機会をとらえ、早期停戦と和平協議の再開を働きかけている。</p> <p>引き続き適切かつ効率的な事業実施に努める。</p> <p>モニタリング結果を踏まえ、さらなる効率化・効果的実施の観点から、会合への出席者数の見直しを行った。</p>	
合計			10,267	8,734	△ 1,533	△ 1,533		

施策 I-5 中東地域外交（モニタリング）

平成 30 年度政策評価書（モニタリング）

（外務省 29-I-5）

施策名(※)	中東地域外交					
施策目標	<p>暴力的過激主義の脅威や難民問題等，多くの課題を抱える中東・北アフリカ地域の平和，安定及び経済的発展に要人往来や人道支援の拡充等を通じて貢献し，かつ中東・北アフリカ地域における我が国の国際的な立場及び発言力を強化するため，以下を実施する。</p> <p>1 シリア及びイラクの安定，難民問題，中東和平交渉，アフガニスタンの復興を始めとした地域の諸課題及び暴力的過激主義を生み出さない寛容な社会の構築に積極的に貢献する。</p> <p>2 中長期的な観点から，中東諸国との人的交流・対話を通じた相互理解を促進するとともに，産油・産ガス国（特に，イラン，湾岸協力理事会（GCC）諸国）を始めとする中東・北アフリカ諸国との間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築する。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
	予算の状況 （百万円）	当初予算 (a)	127	128	125	125
		補正予算 (b)	0	0	0	
		繰越し等 (c)	0	0	0	
		合計 (a+b+c)	127	128	125	
執行額 (百万円)	95	93	96			

(※)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」，及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連個別分野の該当欄に記入した。

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは，主要な測定指標であることを示している。

担当部局名	中東アフリカ局	政策評価（モニタリング）実施時期	平成 30 年 8 月
-------	---------	------------------	-------------

個別分野 1 中東地域の安定化に向けた働きかけ

施策の概要

- 1 中東和平実現に向けた当事者同士の交渉再開に向け、関係者への政治的な働きかけ、対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を推進する。
- 2 イラクの安定・復興に貢献する。
- 3 アフガニスタンの安定・復興に貢献する。
- 4 イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために建設的な役割を果たすよう働きかけを行う。
- 5 暴力的過激主義の脅威や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。
- 6 シリア情勢の安定化に向けた働きかけと支援を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第1回日アラブ政治対話（平成29年9月11日）
 3. 「河野四箇条」～河野外交における対中東政策の基本姿勢～
 - (1) 知的・人的貢献
 - (2) 「人」への投資
 - (3) 息の長い取組
 - (4) 政治的取組の強化
 4. 新たな河野イニシアティブ
 - (1) 「平和と繁栄の回廊」構想のグレードアップ
 - (2) シナイ半島駐留多国籍軍監視団（MF0）
 - (3) 教育・人材育成分野の協力拡大
 - (4) 政治的取組の強化
 - (5) 難民、人道・安定化に関する新たな支援
- ・ 第196回国会外交演説（平成30年1月22日）
- ・ 第196回国会衆議院外務委員会における河野大臣挨拶（平成30年3月2日）

測定指標 1-1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果 *

中期目標（一年度）

イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を実施する。

28年度

年度目標

イスラエル・パレスチナ両者間の対話及び信頼醸成を促進するための取組、要人往来等によるイスラエル・パレスチナ両者のハイレベルへの働きかけ、パレスチナの経済的自立のための支援として、以下の取組を実施する。

- 1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ
イスラエル・パレスチナの要人に対し、我が方要人から対話の再開等に向けた働きかけを行う。
- 2 パレスチナの経済的自立のための支援
将来のパレスチナ国家建設を後押しするため、アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）第三回閣僚会合の開催や、「平和と繁栄の回廊」構想などの対パレスチナ支援を行う。
- 3 当事者間の信頼醸成のための支援
信頼醸成を促すための招へい事業等を実施する。

施策の進捗状況・実績

我が国は、イスラエル、アラブ双方から信頼される立場を活かし、イスラエルとパレスチナが共存共栄する二国家解決の実現に向け、以下の取組を実施した。

- 1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ

9月の藪浦外務副大臣のイスラエル及びパレスチナ訪問では、イスラエルのハネグビ首相府担当相に対して、和平交渉再開の障害を取り除くためのイスラエル側の努力を期待する旨申し入れた。また、パレスチナ自治政府のハムダッラー首相に対しては、中東和平に関する国際社会のイニシアティブへの日本の支持を表明し、ハムダッラー首相からも日本の取組への謝意が表明された。

このほか、来日・招へいしたイスラエル政府高官やパレスチナ自治政府高官と外務省高官の会談の機会を捉え、入植地政策の見直しを含めた両者の対話再開のための働きかけを行ったほか、河野政府代表の現地訪問や外務報道官談話の発出等を通じて、交渉再開に向けた環境を醸成すべく、働きかけを実施した。

また12月、イスラエルによる入植活動の即時かつ完全な停止を要求する安保理決議が採択された際、日本は非常任理事国として賛成票を投じた。

2 パレスチナの経済的自立のための支援

日本、パレスチナ、イスラエル及びヨルダンが協力し、パレスチナの民間セクターを発展させ経済的自立を目指す「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは、29年3月現在、39社(前年比6社増)が入居契約を終え、うち6社(同4社増)が操業を開始し、160人以上の雇用を生み出している。

9月には、「平和と繁栄の回廊」構想4者(イスラエル、パレスチナ、ヨルダン、日本)閣僚級会合をジェリコで開催し、藪浦外務副大臣が議長を務め、パレスチナを含めた地域の経済発展のために、四者が協力してJAIPプロジェクトを進めていくことを確認した。

CEAPAD 第三回閣僚会合については、関係国閣僚の日程が合わなかったことから28年度内の開催を見送ることとし、引き続き29年度中の開催に向けて調整を進めている。

また29年2月には補正予算による新規対パレスチナ支援3,411万ドルを表明し、5(1993)年以降の支援総額は、17億3千万ドル強に上る。

3 当事者間の信頼醸成

9月に藪浦外務副大臣が主催した「平和と繁栄の回廊構想」閣僚級会合は、当事者間の直接交渉が26(2014)年4月に中断されて以降、イスラエル及びパレスチナの閣僚級が公の場で約2年ぶりに顔を合わせる貴重な機会となり、当事者間の信頼醸成に大きく寄与した。

また12月には、イスラエルとパレスチナの将来を担う各界青年を同時に我が国に招き、直接の意見交換や様々な行事への参加など一定期間を共に過ごすことを通じて相互の信頼関係構築につなげるためのイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。

4 国際社会との協調

ISILへの対応などの影響で、国際社会におけるイスラエル・パレスチナ問題への関心が相対的に薄れ、イスラエル・パレスチナ両当事者間の直接交渉も中断する中、同問題解決の機運を維持するため、6月及び29年1月に仏で開催された中東和平に関する閣僚級会合に、日本からもそれぞれ河野政府代表及び藪浦外務副大臣が出席し、和平に向けた日本の取組とメッセージを発信した。

29年度

年度目標

イスラエル・パレスチナ両者間の対話及び信頼醸成を促進するための取組、要人往来等によるイスラエル・パレスチナ両者のハイレベルへの働きかけ、パレスチナの経済的自立のための支援として、以下の取組を実施する。

1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ

イスラエル・パレスチナの要人に対し、我が方要人から対話の再開等に向けた働きかけを行う。

2 パレスチナの経済的自立のための支援

将来のパレスチナ国家建設を後押しするため、「平和と繁栄の回廊」構想四者会合や、アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合(CEAPAD)第三回閣僚会合の開催などを通じて対パレスチナ支援を行う。

3 当事者間の信頼醸成のための支援

信頼醸成を促すための招へい事業等を実施する。

施策の進捗状況・実績

1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ

12月のトランプ米大統領によるエルサレムに関する発表後、主要国の外務大臣として初めてイスラエル・パレスチナを訪問した河野外務大臣は、イスラエル・パレスチナの両当事者が和平実現に向けて建設的に取り組むことが必要であるとの日本の立場を伝達した。両当事者からは、中東和平

における日本の更なる役割に期待が示された。

このほか、来日・招へいしたイスラエル政府高官やパレスチナ自治政府高官と外務省高官の会談の機会を捉え、入植地政策の見直しを含めた両者の対話再開のための働きかけを行ったほか、河野政府代表の現地訪問や外務報道官談話の発出等を通じて、交渉再開に向けた環境を醸成すべく、働きかけを実施した。

2 パレスチナの経済的自立のための支援

日本、パレスチナ、イスラエル及びヨルダンが協力し、パレスチナの民間セクターを発展させ経済的自立を目指す「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは、30年3月現在、10社(昨年比4社増)が操業し、約200人の雇用を生み出している。

7月には、「平和と繁栄の回廊」構想4者(イスラエル、パレスチナ、ヨルダン、日本)高級実務者会合を開催予定であったが、イスラエル・ヨルダン関係の悪化により、4者での開催が直前になってキャンセルされたことから、これら各国と個別に同構想の進捗状況と今後の計画について協議した。

CEAPADについては、29年度中には関係国との日程調整がつかなかったため30年度前半での高級実務者会合及び閣僚級会合の開催に向けて調整を進めた。

また30年2月には補正予算による新規対パレスチナ支援約4,000万ドルを表明し、5(1993)年以降の支援総額は、18億6千万ドルに上る。

3 当事者間の信頼醸成のための支援

11月には、イスラエルとパレスチナの将来を担う各界青年を同時に我が国に招き、直接の意見交換や様々な行事への参加など一定期間を共に過ごすことを通じて相互の信頼関係構築につなげるためのイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。参加者からは、パレスチナ人とイスラエル人が、忌憚のない議論をする機会を得たとして、日本政府に対する多大なる謝意の表明があった。

4 国際社会との連携

エルサレムを巡って対立が深まる中、国連総会でエルサレムに関する決議案が提出され、我が国も含めた賛成多数により可決された。また、ノルウェー及びEUが開催をよびかけたAHLC(パレスチナ支援調整委員会)臨時閣僚級会合(30年1月)に堀井学外務大臣政務官が出席し、二国家解決を支持する立場と我が国の対パレスチナ支援について説明し、パレスチナ側から高く評価された。

測定指標1-2 イラク・アフガニスタンの復興の進展 *

中期目標(一年度)

1 イラク

イラク政府の求心力確保、国民融和の推進、民生の安定化等のイラクの安定化に資する事業を推進する。

2 アフガニスタン

東京会合(24年)、ロンドン会合(26年)に続くプロセスとして28年10月に開催されたブリュッセル会合において表明された29年から4年間にわたる日本の対アフガニスタン支援方針に沿って、支援を適切・効果的に実施する。

28年度

年度目標

1 イラク

- (1) 円借款によるインフラ整備等を通じ、イラクの国づくりを支援する。
- (2) 難民・国内避難民への人道支援や、帰還のための安定化支援を実施する。

2 アフガニスタン

- (1) 26年末の治安権限の移譲完了とともに開始された「変革の10年」が2年目に入り、その成功に向け、治安維持、農業復興やインフラ整備を始めとする経済社会開発、人づくりの分野を中心に、引き続き着実な支援を実施する。27年9月に策定された「相互責任を通じた自立のための枠組み(SMAF)」に基づきアフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが一層確実に実施されるよう調整に努める。
- (2) 26年に開催されたロンドン会合のフォローアップ会合となる閣僚級会合が、28年10月にブリュッセルにて開催予定であり、今後のアフガニスタン支援の規模・方向性を議論する重要な会議となるため、適時・適切な準備を行っていく。

施策の進捗状況・実績

1 イラク

- (1) 4月、日本が議長を務めたG7広島外相会合共同コミュニケにて、イラクへの人道支援及びISIL解放地域における安定化支援に取り組むことを呼びかけた。
- (2) 5月、日本が議長を務めたG7伊勢志摩首脳宣言にて、G7はイラクの統一、主権及び領土的一体性にコミットすると共に、国際金融機関からの支援を補完するため、二国間支援及び他の金融支援により36億米ドル以上を動員することを発表した。
- (3) 7月、ワシントンで行われた「イラク支援のためのプレッジ会合」において、武藤外務副大臣よりイラクでの深刻な人道危機に対処すべく、UNDPが主導する緊急安定化支援（FFIS）や国連人道問題調整事務所（OCHA）が取り纏めたイラクへの人道対応計画（HRP）への追加支援として計1,000万ドルの新規拠出を行うことを発表した。また、29年1月、イラク・エルビルの日本国領事館開所に合わせて同地を訪問した藺浦外務副大臣臨席のもと、草の根・人間の安全保障無償資金協力として「クルディスタン地域における爆発物除去計画」に関する贈与計画（G/C）が締結された。
- (4) 10月、ISILの拠点となっているイラク・モースルでの解放作戦が開始されたことに伴い、仏政府主催でモースル安定化外相級会合が開催された。我が国からは、在仏日本大使館次席が出席の上、我が国の対イラク支援につき発表すると共に国民融和の重要性を強調した。
- (5) 11月、バグダッドで開催された国際見本市にイラク国営企業及び民間企業に加え、計12カ国が参加、約400企業が出展した。我が国からは、在イラク日本大使館が準備・調整等で協力し、約300平米の日本パビリオンに計15社の日本企業が出展した（昨年に引き続き、我が国は「ベストパビリオン賞」を受賞）。
- (6) 29年1月、藺浦外務副大臣がイラクを訪問、バグダッドではアバーディー首相、ジュブーリー国民議会議長、ハイラッター外務次官、エルビルでは、バルザーニ・クルド地域大統領、ネチルヴァン・クルド地域政府（KRG）首相、マスルール KRG 安全保障評議会議長官、ムスタファ KRG 外務庁長官と会談を行った。バグダッドでは、「電力セクター復興計画（フェーズ3）（約272億円）」への円借款供与に係る交換公文署名に、アバーディー首相と共に立ち会うと共に、バスラ県にある火力発電所改修事業に約215億円の円借款を供与する方針を表明し、31（2019）年の日・イラク外交関係樹立80周年を見据え、日・イラク協力関係の強化に関する共同プレスリリースを発出した。エルビルでは、在エルビル領事事務所の開所式を執り行うとともに、草の根・人間の安全保障無償資金協力案件である「クルディスタン地域における爆発物除去計画」に関する贈与計画（G/C）の署名式に立ち会った。
- (7) 29年1月、イラクの経済・社会的発展の基礎となるインフラ整備の一環として、27年のフェーズ2に続き、29年1月、イラク国内での国民和解及び復興促進を支援すべく、JICA事業である第7回知見共有セミナーの下、イラク国民議会教育委員会委員長を含む7名のイラク国会議員が来日し、滝沢外務大臣政務官への表敬及び日イラク友好議連等との会談を行うとともに、日本の戦後復興における教育に係るセミナー受講や現場視察（広島・京都含む）を行った。
- (8) 29年1月、我が国は、ISILとの戦闘等に起因する避難民が基本的な生活を維持するための食料・水・生活必要物資の供与、シェルターの供与・仮設住宅の設置といった人道支援に加え、避難民の帰還・定着を促進するための解放地域における社会・安定化支援として、基礎インフラの復旧、雇用機会の創出、職業訓練等の安定化支援を実施するため、約1億ドルのUNDP等の国際機関を通じた支援を決定した。
- (9) 29年2月、ISILの侵攻や油価の下落等により、財政的危機に直面しているイラクに対し、円借款を通じた財政支援を行うため、約300億円の財政改革開発政策借款（Fiscal Reform Development Policy Loan:DPL）のプレッジを行った（G7伊勢志摩サミットで結集した36億ドルの財政支援の一部）。

2 アフガニスタン

- (1) 28年は今後の国際社会による対アフガニスタン支援の方向性を決める重要な年になった。治安分野での今後の支援について議論した7月のNATOワルシャワ首脳会合に引き続き、10月にブリュッセルにおいて、開発分野での支援について議論する「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」が開催された。アフガニスタンに関するブリュッセル会合では、日本を含む各ドナー国・機関は、29（2017）年から32（2020）年末までの開発支援の方針を表明し、総額152億ドルの支援プレッジの表明があり、開発面からのアフガニスタンの支援の方向性を決定できた。
- (2) ブリュッセル会合には日本代表団長として藺浦外務副大臣が出席し、東京会合以降の対アフガニスタン支援として、相互責任の原則に基づき、直近の支援規模を維持するため、年間最大400億円の支援を、29（2017）年から32（2020）年の4年間維持するよう努めることとし、このうち、治

安支援については、年1億3,000万ドルを同じ4年間確保する旨表明した。また、同時に、アフガニスタン政府に対し、汚職対策、選挙改革、人権改善等の分野における改革努力を強く求めた。また、この会合の機会に、アフガニスタンへの帰還を余儀なくされた帰還民を対象とし、500万ドルの緊急無償資金協力を実施することも発表した。

(3) 29年1月、藺浦外務副大臣がアフガニスタンの首都カブールを訪問し、ガーニ大統領、アブドゥラー行政長官及びヘクマト・ハリル・カルザイ外務副大臣と意見交換した際、「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」で表明したプレッジの第一弾として、同政府の治安維持能力の維持・向上や難民・国内避難民支援等のため、190億円を拠出する方向性である旨伝達した。

29年度

年度目標

1 イラク

(1) テロとの戦いで失われたインフラや住民生活の回復なしにイラクの復興は成し遂げられない。復興における主要課題は、破壊乃至は老朽化したインフラ整備であり、円借款によるインフラ整備等を通じ、イラクの国づくりを支援する。

(2) ISILとの戦いにより発生した300万人以上の国内避難民の生活の安定化等、難民・国内避難民への人道支援や、帰還のための支援を実施する。

2 アフガニスタン

(1) 28年10月の「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」で表明した対アフガニスタン支援方針に沿って、日本として、治安維持、農業振興やインフラ整備を始めとした経済社会開発、人づくりの分野を念頭に置きつつ、より効果的な支援を実施していけるよう努める。

(2) また、「相互責任を通じた自立のための枠組み(SMAF)」に基づきアフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが確実に実施されるよう、各ドナー国等と共に調整に努める。

施策の進捗状況・実績

1 イラク

(1) 6月のモースル解放後、イラクではISIL支配地域の解放が相次ぎ、12月にイラク政府は全土のISILからの解放を宣言した。イラクは、2003年以来取り組んできた復興を達成する重要な時期を迎えている。我が国は、復興の進展に不可欠な多数の国内避難民の帰還と定着を後押しするため、9月に緊急無償資金協力(450万ドル)、30年2月には補正予算(約1億ドル)を通じた人道・安定化支援を実施した。また、インフラ復興を通じてイラクの国作りを支援するため、8月の藺浦総理大臣補佐官のイラク訪問の際に「ハルサ火力発電所改修計画(フェーズ2)」の円借款供与(供与限度額215.56億円)に係る交換公文、9月には「財政改革開発政策借款(Fiscal Reform Development Policy Loan:DPL)」の円借款供与(供与限度額:300億円)に係る交換公文の署名を行った。加えて、30年2月にクウェートで開催されたイラク復興支援会合では、佐藤外務副大臣からイラク国民が一体となった国造りへの期待を表明するとともに、我が国の対イラク支援策を説明した。

(2) イラクでは宗派・民族を超えた国民融和の実現が長年の課題となっている。ISIL支配地域の解放作戦ではシーア、スンニ、クルド等のイラクを構成する宗派・民族が結束した一方で、9月にクルディスタン地域の独立の是非を問う住民投票が実施されたことを受け、イラク連邦政府とクルディスタン地域政府の間で緊張が高まった。我が国は、11月の佐藤外務副大臣のイラク訪問、12月の河野外務大臣とアバーディー首相の会談、30年1月の藺浦総理大臣補佐官とアバーディー首相の会談、同2月の佐藤外務副大臣とアバーディー首相の会談といった要人訪問の機会を通じ、30年5月に予定される国民議会選挙等の機会を捉えて国民融和を実現し、復興を前進させるよう呼びかけた。また、30年2月にJICA事業「知見共有セミナー」を通じて訪日したイラク国会議員等5名に対し、日本の戦後復興の経験を紹介するとともに、堀井巖外務大臣政務官から国民融和の実現を働きかけた。

2 アフガニスタン

(1) 5月末、アフガニスタンの首都カブールで大規模テロ事案が発生し、150名以上の死者及び320名以上の負傷者が発生。この爆発テロにより、カブールの日本大使館も物理的被害を受けた。現地では、同事案以降も不安定な治安状況が継続しており、日本による支援は、現地の治安情勢を踏まえ、大使館員や在留邦人の安全の確保に最大限配慮し、可能な限りの支援を行うこととなった。このような状況下においても可能となる国際機関を通じたアフガニスタンの治安維持のための警察官への支援、人づくりのためのアフガニスタン人の日本への招へい事業(未来への架け橋中核人材育成プ

プロジェクト)等を積極的に行った。さらに、我が方政務がアフガニスタン政府と接触する機会(例:在京アフガニスタン大使と中根外務副大臣、佐藤外務副大臣との面談)等を最大限活用し、現地の治安改善に向けた働きかけを積極的に行った。

(2)「相互責任を通じた自立のための枠組み(SMAF)」のフォローアップのためのドナーとの協調については、効果的な支援のため、我が国は、ドナー会議に積極的に参加し、各国との協調に努めた。具体的には、6月及び30年2月に開催されたアフガニスタン和平のためのカブールプロセスへの出席、地域協力の協議体である9月、12月のイスタンブール・プロセス会合、11月の第7回アフガニスタン地域経済協力会議(RECCA-VII)へも参加し、ドナーとの対話を通じた情報収集とともに、我が国の支援をアピールする機会ともなった。

測定指標1-3 イランの核問題に関する最終合意を受けた二国間関係の強化、及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し *

中期目標(一年度)

イランの核問題の最終合意の着実な履行を支援し、伝統的な二国間関係を一層強化するとともに、イランの地域・国際社会との信頼構築を支援する。

28年度

年度目標

- 1 国際社会と協調しつつ、イランへの働きかけや原子力安全分野等における協力等を通じて最終合意の着実な履行に協力する。
- 2 「日・イラン協力協議会」や既存の二国間対話を活用し、イランとの伝統的友好関係を一層強化する。
- 3 円借款や無償資金協力などODAの活用を通じた日本企業の対イラン進出を支援する。
- 4 イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために役割を果たすよう、二国間会談や国際会議の場を利用して働きかける。

施策の進捗状況・実績

- 1 9月の藪浦外務副大臣のイラン訪問、同月の日イラン首脳会談、12月のザリーフ外相訪日といった要人往来を通じ、イラン側に対して核合意の着実な履行をハイレベルで累次働きかけた。また、12月のザリーフ外相訪日の際には、27年10月の岸田外務大臣イラン訪問時の日イラン外相間合意に基づき、核合意の継続的遵守のための支援を目的とし、IAEAを通じた原子力安全分野への協力に55万ユーロ、保障措置分野への協力に150万ユーロの支援を決定した旨を発表した。さらに、日イラン二国間の枠組におけるJICAを通じた原子力安全等の分野での研修案件に向けて、イラン側との調整を進めた。
- 2 27年10月の岸田外務大臣イラン訪問時の日イラン外相間合意に基づき、6月、イランにおいて第一回目となる「日・イラン協力協議会」を実施し、二国間関係の一層の強化に向け、広範な分野に亘る包括的な協議を行った他、「日・イラン協力協議会」を構成する各作業部会を実施した(第1回及び第2回経済協力作業部会(それぞれ3月及び11月)、第1回文化・スポーツ作業部会(6月)、第1回知的交流作業部会、第2回及び、第3回環境作業部会(環境政策対話)(いずれも29年2月))。
- 3 イラン側との間で、実現すれば約20年振りの円借款となる既存の発電所のリハビリ案件形成に向けた調整を進め、イラン政府から本件円借款に係る要請書が提出された。また、イランに対し税関機材を供与する8億円を供与額とする無償資金協力に関する書簡の交換(29年3月)を実施。さらに、29年3月27日に、28年2月に署名された日イラン投資協定のイラン側国内手続きの完了の通告を受領し、29年4月26日に同協定が発効することとなるなど、日本企業の対イラン進出に向けた環境整備を行った。
- 4 9月の藪浦外務副大臣のイラン訪問、同月の日イラン首脳会談、12月のザリーフ外相訪日といった要人往来を通じ、イラン側に対して累次、中東の大国であるイランとサウジアラビアとの間の信頼醸成を含め、中東地域の平和と安定に向けた一層建設的な役割を働きかけた。また、中東の平和と安定に影響力を有するイランの安定的発展を支援する観点から、28年度第三次補正予算(中東・北アフリカ・欧州)において、イラン向けの案件として環境、人材育成等の分野での支援を進めるためUNDP、UNHCR、UNODC、ICRC、UNIDO向けに総額690万ドルの支援を決定した。

29年度

年度目標

- 1 国際社会と協調しつつ、イランへの働きかけや原子力安全分野等における協力等を通じて最終合意の着実な履行に協力する。
- 2 「日・イラン協力協議会」や既存の二国間対話を活用し、イランとの伝統的友好関係を一層強化する。
- 3 円借款や無償資金協力など ODA の活用を通じた日本企業の対イラン進出を支援する。
- 4 イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために役割を果たすよう、二国間会談や国際会議の場を利用して働きかける。

施策の進捗状況・実績

- 1 9月の高村総理大臣特使のイラン訪問、同月のニューヨークにおける日イラン首脳会談及び日イラン外相会談といった要人との会談を通じ、イラン側に対して核合意の着実な履行をハイレベルで累次働きかけた。また、27年10月の岸田外務大臣イラン訪問時の日イラン外相間合意に基づき、核合意の継続的遵守のための支援を目的とし、9月、本邦にてイラン原子力庁職員に対して保障措置トレーニングコースを実施した。更に30年2月には、同じく本邦にて日イラン二国間の枠組における JICA を通じた原子力安全等分野での研修を実施した。今後も、IAEA の平和的利用イニシアティブ (PUI: Peaceful Uses Initiative) も活用し、イランの原子力安全に係るプロジェクトへの支援を実施し、核合意履行に協力していく予定である。
- 2 27年10月の岸田外務大臣イラン訪問時の日イラン外相間合意に基づき、30年2月、日本において第二回目となる「日・イラン協力協議会」運営委員会/第12回局長協議を実施し、二国間関係の一層の強化に向け、広範な分野に亘る包括的な協議を行った他、「日・イラン協力協議会」を構成する各作業部会を実施した(第3回経済協力作業部会(10月)、第2回文化・スポーツ作業部会(10月)、第3回医療保険作業部会(30年2月)、第3回環境作業部会(第4回環境政策対話)(30年2月)、第9回貿易・投資作業部会(10月))。その他、第25回外務次官級協議(30年3月)、第12回人権対話(7月)、第10回領事当局間協議(30年1月)といった協議を実施し、地域情勢や今後の日イラン二国間の協力案件のとり進め方について議論を深めた。
- 3 4月、28年2月に署名された日イラン投資協定が発効し、日本企業の対イラン進出に向けた環境整備を行った。また、実現すれば約20年振りの円借款となる既存の発電所のリハビリ案件形成に向け、日本側で案件の具体化に向けた文言等の調整が進められている。更に、イラン・テヘラン市に対する大気汚染分析機材を供与する12億4,200万円を供与限度額とする無償資金協力、及び循環器系疾患とがんの早期発見・治療に必要な機材を供与する15億3,400万円を供与限度額とする無償資金協力に関する書簡(いずれも30年2月)をそれぞれ交換した。
- 4 9月の高村総理特使のイラン訪問、同月の日イラン首脳会談及び日イラン外相会談等を通じ、イラン側に対して累次、中東の大国であるイランとサウジアラビアとの間の信頼醸成を含め、中東地域の平和と安定に向けた一層建設的な役割を働きかけた。また、中東の平和と安定に影響力を有するイランの安定的発展を支援する観点から、29年度補正予算(中東・北アフリカ・欧州)において、イラン向けの案件として環境、人材育成等の分野での支援を進めるため UNDP, UNHCR, UNODC, UN-HABITAT 向けに総額350万ドルの支援を決定した。

測定指標 1-4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援 *

中期目標(一年度)

中東・北アフリカ諸国の社会面・経済面等の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

28年度

年度目標

- 1 28年3月までに総額約16.1億ドルのシリア・イラク及び周辺国支援を実施してきている我が国としては、引き続き、その強みである人道支援を中心に、安保理、国際シリア支援グループ(ISSG)等の場において、国際社会と緊密に連携しながら、シリア情勢の改善及び安定のために取り組んでいく。具体的には、特定の集団が疎外され過激化することを防ぎ、かつ、シリア周辺国の負担を緩和しつつ、シリア人に将来の復興への希望を与えることができるよう、28年2月に開催されたシリア危機に関する支援会合で表明した約3.5億ドルの支援を始めとする支援を着実に実施する。
- 2 北アフリカについては、地域の安定化のため、治安対策強化に資する支援や人材育成、各国の社

会経済改革への支援等、暴力的過激主義を生み出さない社会の構築の観点から各国のニーズに添った国内改革に資する支援を実施する。特にチュニジアにおけるG7フォローアップ・プロセスについては、日本がG7議長国であることも踏まえ、チュニジア及びマグレブ地域の治安の安定に向けて同取組をリードし、同国及び同地域の政治・経済発展の下支えを行っていく。

- 3 シリアにおける邦人殺害テロ事件やチュニジアにおける銃撃殺害テロ事件に代表される暴力的過激主義の台頭や、リビアの不安定化が周辺国の治安に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、情報収集を強化するとともに駐在日本企業の安全確保に注力し、経済関係の維持を図る。

施策の進捗状況・実績

1 シリア

日本は、一貫してシリア危機の軍事的解決はあり得ず、政治的解決が不可欠であるとの立場をとると同時に、継続的な支援を通じて人道状況の悪化に歯止めをかけることも重要であるとの考えの下、以下の取組を実施した。

政治面については、5月にウィーンで開催された「国際シリア支援グループ（ISSG）閣僚会合」に日本は初めて参加し、鈴木シリア問題担当大使を派遣した。また9月に国連総会ハイレベルウィークに際して開催された同会合には、岸田外務大臣が参加し、国際社会における我が国のプレゼンスを示した。

シリアに対する人道支援としては、4月に国連開発計画（UNDP）を通じた無償資金協力「危機の影響を受けたシリアのコミュニティにおける緊急の人的必要性に対応するための電力安定供給計画」、8月に国連児童基金（UNICEF）及び世界保健機関（WHO）を通じた「シリア国内におけるワクチン接種キャンペーン支援のための緊急無償資金協力」、9月にUNICEF等の3機関を通じた「シリア危機における人道状況改善のための緊急無償資金協力」、及び29年3月にUNDPを通じた無償資金協力「シリアにおける人的必要性に対応するためのジャンダール火力発電所ローター改修計画」につきそれぞれ実施を決定した。また、シリア及び周辺国に対する人道支援として、28年補正予算で約2.4億ドルの支援を実施した。これにより、29年3月までに、我が国のシリア・イラク及び周辺国支援の総額は約19億ドルに達した。

2 エジプト

28年2月のエルシーシ大統領訪日の際に合意された、エジプトの就学前・基礎・高等・技術教育に対し、日本の教育の特徴を生かした包括的な支援を行うエジプト・日本教育パートナーシップや電力分野における協力に基づき、無償資金協力として7月に「エジプト日本科学技術大学教育・研究機材調達計画」、円借款として「電力セクター復旧改善計画」の実施を決定した。また、9月のG20杭州首脳会合で安倍内閣総理大臣より経済・社会発展のための支援として、大エジプト博物館建設計画に対する追加支援を表明し、円借款供与（10月）の実施を決定した他、博物館に隣接する保存修復センターに対し、専門家派遣や本邦研修実施等の技術協力を実施した。

3 北アフリカ

リビアについては、国内の全政治勢力を結集した国連主導による政治対話プロセスへの支持を表明しつつ、リビア国内の安定化のため、28年度補正予算の枠組みで、インフラ復興、避難民への人道支援等に資する総額400万ドルの支援を決定した。

チュニジアについては、4月に日・チュニジア・治安・テロ対話を実施し、チュニジアを始めとする地域情勢にかかる情報収集、治安分野における二国間協力のあり方につき広く議論を行った他、G7議長国として、27年度に立ち上げた、治安分野におけるG7フォローアップ・プロセス大使会合（参加国は、G7+6（EU、ベルギー、スペイン、オランダ、スイス、トルコ）。チュニジア側の参加者はアクルート大統領府治安顧問を筆頭に首相府、内務省、国防省、外務省代表が参加）では議長を務め、チュニジアにおける治安分野での援助協調を主導した。また、経済分野に関する大使会合のメカニズムを構築し、治安安定の下支えとなる経済分野でのマルチの支援体制を立ち上げた。その他、28年度補正予算の枠組みで、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）を通じた高度な犯罪分析能力強化のための案件実施を決定した。

アルジェリアについては、28年度補正予算の枠組みで、UNODCを通じた国境管理能力強化案件の実施を決定した。

モロッコについては、社会の不安定要因となりうる地域的・社会的格差是正を目的として、海洋・文化・環境分野における円借款及び無償資金協力案件の実施を決定した。また、28年補正予算の枠組みで、青少年の過激派への傾倒防止を目的としたユニセフを通じた案件を実施することを決定した。

駐在日本企業の安定確保に関しては、北アフリカ地域の在外公館が、在留邦人・企業に対する安

全連絡協議会を開催するなど、治安情勢に関する情報の提供に努めた。

北アフリカ地域の治安情勢は、モロッコ、アルジェリア及びチュニジアで大きなテロ事件は発生しておらず、一部の地域では改善傾向が見られるが、依然として不安定な状況にあり、注視が必要である。

29年度

年度目標

- 1 我が国としては、引き続き、その強みである人道支援を中心に、安保理やG7、国際シリア支援グループ（ISSG）等の場において、国際社会と緊密に連携しながら、シリア情勢の改善及び安定のために取り組んでいく。具体的には、特定の集団が疎外され過激化することを防ぎ、かつ、シリア周辺国の負担を緩和しつつ、シリア人に将来の復興への希望を与えることができるよう、28年補正予算で拠出した国連機関等を通じたシリア及び周辺国に対する約2.4億ドルの支援（食糧支援、水・衛生状況の改善、国境管理能力の強化、法制度整備、生活環境改善、職業訓練等）を始めとする支援を着実に実施する。
- 2 北アフリカについては、地域の安定化のため、治安対策強化に資する支援や人材育成、各国の社会経済改革への支援等、暴力的過激主義を生み出さない社会の構築の観点から各国のニーズに添った国内改革に資する支援を実施する。リビアについては、EUやイタリアが取り組んでいる国境管理能力の強化を後押しする形で、我が国は人道支援を実施することにより、統一政府の自助努力を支援する。
- 3 シリアやイラクにおける暴力的過激主義の台頭や、リビアの不安定化が周辺国の治安に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、情報収集を強化するとともに駐在日本企業の安全確保に注力し、経済関係の維持を図る。

施策の進捗状況・実績

1 シリア情勢の改善及び安定に向けた取組

日本は、一貫してシリア危機の軍事的解決はあり得ず、政治的解決が不可欠であるとの立場を堅持している。同時に、継続的な支援を通じて人道状況の悪化に歯止めをかけることを重視し、以下の取組を実施した。

我が国は国連安保理非常任理事国の立場から、安保理での議論において29年にはシリア人道問題の共同ペンホルダー（決議案の起案・調整を行う国）となって、クロスボーダー支援（国境を越えて実施する支援）の延長に関する安保理決議（第2393号）の採択に繋げるなど、人道状況の改善に向け政治的にも積極的に貢献した。また、シリア政府を含めた関係当事者に対し、国際協力等による人道支援実施の確保や停戦の実施について継続的に働きかけた。

シリアに対する人道支援としては、9月にイラク・シリア及び周辺国の人道危機に対する緊急無償資金協力、シリア保健分野強化支援計画への支援（WHOとの連携）、11月にはアレッポ人道的復旧及び強靱性強化計画への支援（UNDPとの連携）、ヨルダン北部のシリア難民受入地域に対する支援を実施するなど、人道状況改善に向けた協力を継続しており、29年度補正予算では、シリア及び周辺国に対する人道支援として、約2.2億ドルの支援を実施した。これにより、30年3月までに、我が国のシリア・イラク及び周辺国支援の総額は約22億ドルに達した。

2 北アフリカの国内改革のための支援、リビア統一政府の自助努力に対する支援

リビアについては、国内の全政治勢力を結集した国連主導による政治対話プロセスへの支持を表明しつつ、リビア国内の安定化のため、29年度補正予算の枠組みで、インフラ復興、避難民への人道支援等に資する総額400万ドルの支援を決定した。これらを通じて、治安情勢の改善を図り、難民の流入等をコントロールすることにより、国境管理能力の整備を支援している。

また、30年3月、リビア情勢に関する我が国の情報収集能力強化等の観点から、エジプトのカイロに避難していた在リビア大使館を、多くの在リビア外交団や国際機関が所在するチュニジアのチュニスへ移転した。チュニジアについては、30年2月に日・チュニジア・治安・テロ対話を実施し、チュニジアを始めとする地域情勢にかかる情報収集、治安分野における二国間協力のあり方につき広く議論を行った他、G7議長国として、27年度に立ち上げた治安分野におけるG7フォローアップ・プロセス大使会合（参加国は、G7+6（EU、ベルギー、スペイン、オランダ、スイス、トルコ）。チュニジア側の参加者はアクルート大統領府治安顧問を筆頭に首相府、内務省、国防省、外務省代表が参加）では議長を務め、チュニジアにおける治安分野での援助協調を主導した。また、経済分野に関する大使会合のメカニズムの枠組みで、治安安定の下支えとなる経済分野での多国間の支援体制の立ち上げを主導した。

モロッコについては、社会の不安定要因となりうる地域的・社会的格差是正を目的として、海洋・文化・環境分野における円借款及び無償資金協力案件の実施を決定した。また、29年補正予算の枠組みで、青少年の過激派への傾倒防止を目的とした UNICEF を通じた案件を実施することを決定した。

現地進出日系企業の安全確保に関しては、北アフリカ地域の在外公館が、在留邦人・企業に対する安全連絡協議会を開催するなど、治安情勢に関する情報の提供に努めた。

北アフリカ地域の治安情勢については、モロッコ、アルジェリア及びチュニジアで29年に大きなテロ事件は発生していない。依然として不安定な状況にあり、今後の情勢については注視しなければならないが、徐々に治安情勢は改善の方向に向かっており、29年には我が方の危険情報レベルを一部の地域で引き下げた。

測定指標 1-5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数					
(我が国及び相手国とも「政務レベル」以上(我が国政府代表は含まず))	中期目標値	28年度		29年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	—	6	6	往来数の他、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準	10

測定指標 1-6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等)					
	中期目標値	28年度		29年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	—	4	3	4	6

参考指標：対パレスチナ支援指標：年度毎対パレスチナ支援総額(単位：万ドル)			
(国際機関への拠出、無償資金協力、技術協力等の合計)	実績値		
	27年度	28年度	29年度
	9,236	5,299	7,004

作成にあたって使用した資料その他の情報
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外務省ホームページ 第1回日アラブ政治対話における河野大臣のスピーチ (https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/page3_002219.html) 第196回国会における河野外務大臣の外交演説 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page3_002351.html) 中東/中東和平、パレスチナ、イスラエル (https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/plo/index.html) (https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/israel/index.html)

個別分野 2 中東諸国との関係の強化

施策の概要

- 1 中東諸国・イスラム世界との交流・対話を深化させる。
- 2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。
- 3 湾岸協力理事会(GCC)諸国側の要望に応える形での人造りに協力する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第1回日アラブ政治対話における河野外務大臣スピーチ（平成29年9月11日）
- ・第196回国会外交演説（平成30年1月22日）

測定指標2-1 中東・イスラム諸国との交流・対話の深化 *

中期目標（一年度）

我が国と中東・イスラム諸国との交流・対話を深化させる。

28年度

年度目標

- 1 首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し、信頼醸成を図る。
- 3 湾岸地域の信頼醸成・協力促進をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

1 首脳・外相等の要人往来

我が国と中東諸国の間では活発な要人往来が行われており、ハイレベル間の意思疎通の機会として開発支援や経済連携など多様な分野の政策を推し進める契機となっている。

・トルコ

9月の国連総会の機会に、安倍内閣総理大臣とエルドアン・トルコ大統領が首脳会談を実施した。また、29年1月には藪浦外務副大臣がトルコを訪問し、ユルドゥズ外務副大臣等と会談し、二国間の協力関係の促進及び地域情勢等につき意見交換を行った。

・エジプト

9月のG20首脳会合の機会に、安倍内閣総理大臣はエルシーシ・エジプト大統領と首脳会談を実施した。また、8月に滝沢外務大臣政務官が、9月には藪浦外務副大臣がエジプトを訪問してイスマイル首相を表敬した他、9月にエルエナーニー考古大臣が訪日し、藪浦副大臣と二国間関係等につき意見交換を行った。

・ヨルダン

4月、米・ワシントンでの核セキュリティサミットの機会をとらえて日・ヨルダン首脳会談を実施し、9月には藪浦外務副大臣がヨルダンを訪問しタラーウネ・ヨルダン王宮府長官他と会談した。10月にはアブドゥラー2世国王が公式実務訪問賓客として訪日し、年度内2度目となる首脳会談を実施したほか、岸田外務大臣が同国王を表敬訪問し、難民支援、暴力的過激主義対策、中東和平等の中東地域情勢及び二国間協力に関して意見交換したほか、防衛協力及び交流に関する覚書の署名を行い、多様な分野において両国が更に協力を進めていくことで一致した。

・イラク

29年1月に藪浦外務副大臣が日本の政務レベルでは約2年ぶりにイラクを訪問し、バグダッドにおいてアバーディー・イラク首相及びマアスム大統領等への表敬を行った他、エルビルにてエルビル日本国領事事務所開所記念行事に出席するとともに、バルザーニ・クルディスタン地域政府(KRG)首相等と会談を行い、国民融和を働きかけるとともに、クルディスタン地域を含めた日・イラク関係を幅広い分野で強化していくことで一致した。

・アフガニスタン

29年1月に藪浦外務副大臣が日本の政務レベルでは3年ぶりにアフガニスタンを訪問し、ガーニ・アフガニスタン大統領及びアブドゥラー行政長官への表敬を行った他、カルザイ外務副大臣との間で約5年ぶりとなる第3回日・アフガニスタン政策協議を実施した。アフガニスタンにお

ける改革及び治安改善への努力を強く求めたところ、アフガニスタン側からは真摯に取り組む旨の強い意志が示された。

・湾岸諸国

5月、クウェートのジャービル首相が公式実務訪問賓客として訪日の際に日・クウェート首脳会談を実施し、政治、経済、文化等の幅広い分野で「包括的パートナーシップ」を強化していく意思を確認する「日・クウェート共同声明」を発表した。

9月、国連総会出席の機会をとらえてカタールのタミーム首長との間で日・カタール首脳会談を実施したほか、10月にはムハンマド外相との間で外相会談を実施し、経済関係に加えて、政治・文化等幅広い分野で協力関係を強化していくことを確認した。

29年3月、オマーンのアマワリ諮問議会議長が衆議院議長招待により訪日した際、安倍内閣総理大臣との会談を実施し、政治分野に留まらず経済や文化等の分野にも協力関係を広げていくことで一致した。

サウジアラビアとの間では、29年3月、サルマン国王が同国国王としては昭和46(1971)年のファイサル国王訪日(国賓)以来、46年振りとなる訪日(公式実務訪問賓客)を果たし、日・サウジアラビア首脳会談を実施したほか岸田外務大臣による同国王表敬なども行われた。9月にはムハンマド副皇太が訪日(公式実務訪問賓客)し、安倍内閣総理大臣と会談した。外相レベルでは9月の国連総会出席の機会をとらえて日・サウジアラビア外相会談を実施した。また、10月には、世耕経済産業大臣が日・サウジ・ビジョン2030共同グループ閣僚会合及び第12回日・サウジ合同委員会出席のため同国を訪問した(藺浦外務副大臣同行)。一連の会談を経て、両国は戦略的パートナーとして協力関係を深めた。

2 イスラエル・パレスチナ合同青年招へい

12月にイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。双方から5名ずつ計10名が訪日し、相互の信頼醸成を図った。同事業はイスラエルとパレスチナの将来を担う各界青年を我が国に招へいし、意見交換や様々な行事をこなし、一定期間共に過ごすことを通じて相互の信頼関係を構築することを目的としており、28年度で19回目となった。今回のプログラムでは、同部屋での宿泊や日本人大学生との意見交換などを通じ、相互理解を深めることができた。

3 湾岸地域：ワークショップ

湾岸諸国との間での要人往来が盛んに行われ二国間の交流の機会が多く実現したこともあり、ワークショップとしては湾岸諸国のみを対象とした形で開催せず、緊張が続く湾岸・イラン間の信頼醸成に向け、29年2月に双方の有識者を呼んで、東京にて中東の諸問題に関する地域フォーラムを開催した。個人の資格で出席した有識者が地域情勢についての分析等を披露しつつ、信頼醸成に向けて克服すべき課題等について意見交換を行った。湾岸諸国との関係強化に向けたワークショップ以外の施策としては、二国間の要人往来に加え以下を実施、乃至参加し、湾岸地域の信頼醸成や協力促進に向けた意見交換を深めるとともに、湾岸諸国間での対話の実施を働きかけた。

5月、第4回日本・アラブ経済フォーラム(武藤外務副大臣出席)

10月、第3回日・オマーン政策対話(藺浦外務副大臣出席)

11月、第2回日・カタール外務省間政策対話、及び第2回日・カタール安全保障対話(いずれも事務レベル)

11月、第1回日・サウジアラビア安全保障対話(事務レベル)

12月、第3回日・バーレーン安全保障対話、第4回日・バーレーン政策協議(事務レベル)

29年2月、ドバイの第5回ワールド・ガバメント・サミットに主賓国として藺浦外務副大臣出席(安倍内閣総理大臣ビデオメッセージ)

29年度

年度目標

- 1 首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し、信頼醸成を図る。
- 3 湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

1 ハイレベル対話の深化

我が国と中東諸国との間では活発な要人往来が行われており、ハイレベル間での意思疎通や、開発支援や経済連携などの政策を推し進める契機となっている。

・トルコ

6月にチャブシュオール外相が訪日し、9月には安倍内閣総理が国連総会出席の機会にエルドアン大統領と首脳会談を実施し、また、12月には河野外務大臣がトルコを訪問し、外相会談を実施した。地域情勢や二国間関係の強化について意見交換を行った。

・エジプト

9月にカイロで開催された日アラブ政治対話に河野外務大臣が出席し、シュクリ外相との外相会談及びエルシーシ大統領表敬を実施し、教育分野での協力等について意見の一致を見た。

・ヨルダン

7月にムルキー首相及びサファディ外相が訪日し、安倍内閣総理大臣との首脳会談及び岸田外務大臣との外相会談を開催し、経済協力や投資協定交渉開始の表明など、日ヨルダン友好関係の深化を図った。また、9月及び12月には河野外務大臣がヨルダンを訪問し、外相会談を行った他、アブドゥラー国王・ムルキー首相を表敬し中東情勢に関する意見交換を行った。

・イスラエル・パレスチナ

4月に岸外務副大臣がイスラエル及びパレスチナ双方を訪問し、政府要人と中東和平問題等について意見交換を行った。また、12月には河野外務大臣も双方を訪問し、中東和平実現に向けた協議を行った。

・イラク

8月、バグダッドを訪問した藺浦総理大臣補佐官は、アバーディー・イラク首相及びジャアファリー外相と会談し、モースル解放を受けたイラク復興に向けて二国間協力を進めていくことで一致した。また、11月、バグダッド及びバスラを訪問した佐藤外務副大臣は、ジャアファリー外相他と会談し、イラク復興における二国間協力や31（2019）年の外交関係樹立80周年に向けた協力を進めることで一致した。

・湾岸諸国

サウジアラビアとの間では、9月に河野外務大臣が訪問し、サルマン国王やムハンマド副皇太子を表敬。石油等のエネルギー分野を超えた二国間関係の拡大に向け、意見交換を行った。また、カタール及びクウェートとも外相会談を行い、経済及び文化等幅広い分野における両国関係の拡大に向け、協力していくことで一致した。

12月には、河野外務大臣が、日本の外務大臣として初めてバーレーンを訪問し、湾岸地域の安全保障に関する「第13回マナーマ対話」において中東地域の平和と安定に向けた日本の政策及び貢献に関するスピーチを行った。

12月及び30年1月、河野外務大臣はアラブ首長国連邦を訪問し、ムハンマド・アブダビ皇太子を表敬し、両国間の戦略的パートナーシップの下、幅広い分野における協力を確認した。

2 イスラエル・パレスチナ合同青年招へい

11月にイスラエル・パレスチナ双方から5名ずつの青年が訪日し、河野外務大臣を表敬し、中東和平を実現する上で双方が交流する機会をより一層作ることが重要である等の意見交換が行われた。

この事業は、今回で20年目を数え、中東和平プロセスの停滞が懸念される中、将来を担う双方の世代間の交流を図ることを目的としており、地道ながらも、双方の信頼構成一助となるプログラムとなった。

3 ワークショップの開催

30年3月に、「中東における暴力的過激主義対策に関する対話」を開催。中東地域6か国から、各国において影響力を持つ宗教者や政府関係者を招へいた。河野外務大臣への表敬や外務省関係者とのラウンドテーブルを行い、中東地域の恒久的な平和と安定の確保に向けた暴力的過激主義の根絶のための方策等について意見交換を行った。

測定指標2-2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化 *

中期目標（一年度）

中東諸国との経済関係を強化すべく、各種経済条約の締結に向け交渉を促進する。

28年度

年度目標

1 日・トルコ EPA、日・トルコ社会保障協定は実質合意に向け交渉を継続する。その他各種経済条

約の締結に向け交渉を促進する。27年12月に実質合意を迎えた日・イスラエル投資協定については、早期署名及び締結に向けて、留保表（各締約国の一定の措置又は分野について協定の義務の適用を留保するもの）の作成を含め必要な作業を進めていく。

2 日・GCC・FTAの交渉再開に向け、要人往来の機会等を捉え、引き続きGCC側への働きかけを行う。

施策の進捗状況・実績

1 各種経済条約の締結促進

(1) 日・トルコ EPA

28年6月に第5回、29年1月に第6回交渉会合を実施し、物品貿易や投資等の各分野について議論を行った。

(2) 日・トルコ社会保障協定

4月に第5回政府間交渉を開催した後、外交ルートを通じた書面交渉を累次にわたり実現した。

(3) イスラエルとの投資協定

留保表の作成及び法制局審査を集中的に行い、2月、先方財務相を日本に迎えて署名式を実施。我が方においては締結に向けた国会プロセスも終え、3月、国会提出の閣議決定を行った。

2 日・GCC・FTA

交渉の再開に向けGCC各国及びGCC事務局に対し、累次働きかけを行ったが、今後の交渉の進め方についてGCC内部で引き続き調整中であり、再開には至らなかった。

3 二国間投資協定

(1) サウジアラビア

29年3月、効力発生のための公文を交換し、同4月7日付けで発効することとなった。

(2) アラブ首長国連邦、カタール

いずれも28年度中に、双方の立場を明らかにし論点を明らかにするための非公式の調整を重ね29年4月に予定されている交渉会合に向けて準備を進めた。

(3) バーレーン

政策協議において双方の前向きな意思が確認されたことから、バーレーンとの間で投資協定交渉を開始することとなり、29年2月、第1回目の投資協定交渉を開催した。

(4) イラン

28年2月の署名から約1年後の29年3月、イラン側の国内手続きが完了し、効力発生のための国内手続き完了通知をイラン側から受領し、同4月26日付けで発効することとなった。

(5) モロッコ

5月にモロッコで開催された日・アラブ経済フォーラムの機会に、両国閣僚の間で、両国間の投資を促進するために法的インフラを整備する必要があることで一致したこともあり、5月、及び10月に第2回、及び第3回交渉会合をそれぞれ開催した。

(6) オマーン

29年3月にマアワリー諮問議会議長が訪日した際に、27年6月に署名された投資協定の早期発効に向け、オマーン国内で迅速に手続きを進めるよう首脳レベルで働きかけた。

29年度

年度目標

1 日・トルコ EPA, 日・トルコ社会保障協定, その他各種経済条約

・日・トルコ EPA について、早期締結・発効に向け、交渉を継続する。

・日・トルコ社会保障協定は書面交渉を可及的速やかに終了できるよう積極的に働きかけ、実質合意を前提とした対面交渉を早期に開催し、全ての論点が合意し、実質合意に至った場合には30年度国会に提出できるよう必要な作業を進めていく。

・その他の各種経済条約に関しては、29年度に第193回通常国会に提出済みの日・イスラエル投資協定、第190回通常国会で承認された日・オマーン投資協定の発効を目指す。

2 日・GCC・FTA

14年3月GCC閣僚理事会での交渉再開方針決定を受け、GCC事務局に我が国との早期交渉再開を働きかけ、29年3月のサルマン・サウジアラビア国王訪日の際には安倍内閣総理大臣から交渉再開を働きかけた。GCC諸国間の関係も注視しつつ、引き続き、日・GCC・FTAの交渉再開の可能性を追求する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日・トルコ EPA, 日・トルコ社会保障協定, その他各種経済条約
 - (1) 日・トルコ EPA

9月に第7回, 30年1月に第8回交渉会合を実施し, 物品貿易, 投資や知的財産等の各分野について議論を行った。
 - (2) 日・トルコ社会保障協定

対面, 書面を通じた交渉は最終段階にあるが, 労災保険の扱い等について外交ルートを通じて協議, 調整を重ねた。
 - (3) その他(二国間投資協定)
 - ・イスラエルとの投資協定

6月, 国会で承認され, 10月に発効した。
 - ・ヨルダンとの投資協定

2回の交渉会合が実施(10月, 12月)され, 30年4月には第3回交渉会合が実施される予定である。30年度の締結を目指し, 交渉を継続している。
 - ・アルジェリアとの投資協定

3回の交渉会合が実施(9月, 10月, 30年2月)され, 30年4月には第4回交渉会合が実施される予定である。早期締結に向けて, 交渉を継続している。
 - ・日・オマーン投資協定

6月, 効力発生のための公文を交換し, 7月21日付けで発効した。
 - ・サウジアラビアとの投資協定

予定どおり4月に発効した。
 - ・イランとの投資協定

予定どおり4月に発効した。
 - ・アラブ首長国連邦との投資協定

4月に第3回, 第4回交渉会合を開催し, 大筋合意に達した。
 - ・バーレーンとの投資協定

9月, 第2回協定交渉会合を開催した。交渉の早期妥結に向け, 調整を継続している。
 - ・カタールとの投資協定

4月に第3回交渉会合を開催した。次回交渉会合開催に向け, 調整を継続している。
- 2 日・GCC・FTA 交渉の再開に向け GCC 各国及び GCC 事務局に対し, 累次働きかけを行ったが, 今後の交渉の進め方について GCC 内部で引き続き調整中であり, 再開には至らなかった。

測定指標 2-3 中東地域産油国(特に GCC 諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施

中期目標(一年度)

- 1 湾岸諸国(GCC 諸国)

エネルギー分野を超えた経済の幅広い分野で, 互惠関係を強化する。
- 2 イラク

イラクとの経済関係の強化を図る。

28年度

年度目標

- 1 湾岸諸国(GCC 諸国)
 - (1) 各国との各種協議の開催, 日・GCC 戦略対話行動計画に基づく経済分野での各種専門家会合開催やミッションの相互派遣等を年度内に着実に実施していく。
 - (2) 同地域において, 人材育成分野の協力を拡充する。
 - (3) 要人往来の機会等をとらえ, 東日本大震災を受けた日本産食品の輸入に対する規制の緩和・撤廃に向けた協議, 大型インフラの輸出促進等の働きかけを継続していく。
- 2 イラク

日本企業の進出に支障となっている各種規制の撤廃, 行政手続きの円滑化等をイラク政府に申し入れる等, 日本企業のイラク進出を側面支援する。また, 毎年在イラク大が調整・準備等で協力しているバグダッド国際見本市への日本企業参加等を通じて, 両国経済関係の強化を図る。

施策の進捗状況・実績

1 湾岸諸国

- (1) 9月のムハンマド・サウジアラビア副皇太子の訪日に際して、サウジアラビアが国内で進める社会経済改革を後押しするため、「日・サウジ・ビジョン共同グループ」を立ち上げ、事務レベルの作業部会等を通じて、貿易投資、ファイナンス、エネルギー・産業、中小企業・能力向上、文化・スポーツ・教育を含む幅広い分野で、協力の方向性と具体的な協力事業の特定が進められた。その成果は、29年3月のサルマン・サウジアラビア国王の訪日の機会に「日・サウジ・ビジョン」として発表され、今後の二国間協力の指針に位置付けられている。同国王の訪日の機会を捉えて、サウジアラビアとの間で数次査証発給の円滑化及び査証料の適正化を内容とする覚書に署名し、ビジネス関係者を含む人的交流の活発化に資することが期待される。
- (2) さらに、中東地域との経済交流の活発化を目的として、官邸に「日・中東経済交流等促進会議」が立ち上がり、幅広い分野での協力促進に向けて省庁横断的に取り組む体制が整備された。
- (3) 29年2月には、日・GCC戦略対話行動計画に基づく環境専門家会合を東京で開催し、廃棄物政策、水質保全、気候変動対策等についての我が国の取組を紹介し、意見交換を行った。
- (4) 人材育成分野での協力については、クウェートとの間で技術協力協定の交渉を進める一方、サウジアラビアとの間では、「日・サウジ・ビジョン共同グループ」の枠組みで各分野におけるサウジ側のニーズを聴取し、専門家の短期派遣や訪日ミッションの受入等を実施した。
- (5) 日本産食品の輸出及び大型インフラの輸出促進に向けた働きかけを継続した。28年度中に、カタールにおける放射線検査にかかる輸入規制の撤廃に向けて大きな進展が見られた。

2 イラク

- (1) 11月1～10日に開催された第43回バグダッド国際見本市において、我が国は、約300平米のパビリオンを設置し、15社の我が国企業の出展を行った。実質的にイラク政府側のトップであるジュマイリー貿易相代行が開催初日に最初の視察先としたのが日本パビリオンであり、日本企業が誇る技術や製品に対するイラク側の関心の高さが伺えた。本見本市では、昨年に引き続き、日本がベストパビリオン賞を受賞する等、我が国企業の活動を効果的にイラク側へ発信することが出来た。
- (2) 我が国企業が抱えるイラク側からの代金等未払い問題への対処、行政手続きの簡素化、査証発給の迅速化等については、我が国ハイレベルからも累次に亘ってイラク側に働きかけた結果、イラク側から前向きな対応が取られたことで、状況が一定程度改善された。29年1月には、藺浦外務副大臣がイラク（バグダッド及びエルビル）を訪問し、エルビル領事事務所の開所式に参列してクルディスタン地域及びイラクとの更なる関係強化を図る旨表明するとともに、アバーディー首相を含むイラク政府関係者と会談を行い、経済分野を含む重層的な両国関係の構築に合意した。また、イラク政府との間で、外交関係樹立80周年を見据えたさらなる協力関係強化のための共同プレスリリースを発出した。

29年度

年度目標

1 湾岸諸国（GCC諸国）

- (1) 各国との各種協議の開催、日・サウジ・ビジョン2030に基づく協力を着実に実施していく。
- (2) 同地域において、人材育成分野の協力を拡充する。
- (3) 要人往来の機会等をとらえ、湾岸諸国の社会経済開発における我が国の技術の積極的な活用、我が国の知見を踏まえた文化・スポーツ・教育分野での協力を積極的に進めていく。

2 イラク

日本企業の進出に支障となっている各種規制の撤廃、行政手続きの円滑化等をイラク政府に申し入れる等、日本企業のイラク進出の側面支援を継続する。また、毎年在イラク日本大使館が調整・準備等で協力しているバグダッド国際見本市への日本企業参加等を通じて、引き続き両国経済関係の強化を図る。

施策の進捗状況・実績

1 湾岸諸国（GCC諸国）

- (1) 各種協議、日・サウジ・ビジョン2030に基づく協力

各種協議、日・サウジ・ビジョン2030に基づく協力として、日本とサウジ双方で課長級の日・サウジ・ビジョン2030サブグループ会合を複数回開催。具体的協力の例としては、9月にサウジアラビア国家遺跡観光庁職員2名が訪日し、遺跡・観光に関する研修を実施した。

- (2) 人材育成分野の協力

人材育成分野の協力においては、サウジ日本自動車技術高等研修所において自動車整備工の研

修，プラスチック加工高等研修所における技術者の研修，サウジアラビア電子機器・家電製品研修所における電子機器，家電製品メンテナンスの研修を継続して実施した。また，クウェートとは人材育成分野の協力の端緒となる技術協力協定が7月に署名された。

(3) 社会経済開発における我が国技術の活用，文化・スポーツ・教育分野での協力

社会経済開発における我が国技術の活用，文化・スポーツ・教育分野での協力については，4月，日本人オーケストラが初のサウジアラビアでの公演を実施し，サウジアラビアにおける文化・娯楽振興の重要な契機となった。また，30年1月から東京国立博物館とサウジアラビア国家遺産観光庁との協力で，東京国立博物館で「アラビアの道」展が開催された。この他，UAEでは日本に倣い道徳科目が教育カリキュラムに取り入れられた。スポーツ分野では各国において様々な交流が行われているが，特にサウジアラビアの柔道専門家を30年1月から2月にかけて招へいし，指導を実施した。

2 イラク

(1) 日本企業のイラク進出につながる取組として，8月の藪浦総理大臣補佐官のイラク訪問，11月の佐藤外務副大臣のイラク訪問の機会等を通じてイラク要人への働きかけを行った。

(2) 10月21～30日に開催された第44回バグダッド国際見本市では，在イラク日本大使館が日本企業19社の出展をサポートした。日本企業の活動を効果的に発信し，イラク企業5社から日本企業の代理店になることを希望するとの表明がなされることにつながった。

測定指標2-4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(中東和平青年招へい，イスラム世界との未来対話会合，日本・アラブ経済フォーラム等)

	中期目標値	28年度		29年度	
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	—	5	5	5	5

測定指標2-5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数

(我が国及び相手国とも「政務」レベル以上(我が国政府代表は含まず))	中期目標値	28年度		29年度	
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	—	30	32	往来数の他，往来の成果，国際情勢，他の主要国との比較等を踏まえた，中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準	35

測定指標2-6 経済条約の締結数

	中期目標値	28年度		29年度	
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	—	2	3	3	4

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
- 日トルコ EPA
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_turkey/index.html)
- 日ヨルダン投資協定
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005435.html)
- 日モロッコ投資協定
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/ma/page25_001277.html)
- 日アルジェリア投資協定
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/dz/page4_003372.html)
- 日・サウジ投資協定
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/trt/page22_000957.html)
- 日・イラン投資協定
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_002523.html)
- 日・オマーン投資協定

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_002522.html)

日・ア首連投資協定第3回交渉会合の開催

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004471.html)

同第4回交渉会合の開催

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000146.html)

日・ア首連外相会談及びワーキングディナー

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004535.html)

日・バーレーン投資協定 第2回交渉会合の開催

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005067.html)

日・カタール投資協定 第3回交渉会合の開催

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004483.html)

